

プロイセン世襲財産法案（1903年）の内容とその意義 ——フィデイコミス問題の重要性——

加藤 房 雄

I 問題

1 はじめに

マックス・ウェーバーの『世襲財産論』（1904年）は、前年公表された「プロイセン世襲財産法草案」¹⁾の全245項にわたる包括的な諸規定のうち、単なる法技術上の提案や世襲財産相続権者・家族成員の利益の保護を目的とするだけの条項には立ち入らず、ウェーバーの眼から見て、「社会政策的に重要な諸規定」²⁾のみに限って分析されたフィデイコミス（Fideikommiss）問題の古典的論考である。それは、アクチュアルな法案批判の形を取りながら、その実、ドイツ資本主義と農業の構造的特質に鋭く迫った当該研究史上の「傑出した貢献」³⁾だった。わたしは、すでに、この『世襲財産論』の重要性を繰り返し論じた⁴⁾。今ここで、その内容と意義にあらためて触れる必要はないであろう。本稿の課題は、ウェーバーの世界からひとまず離れ、彼が分析した当該の「草案」それ自体を検討対象として、その社会経済史的・法制史的問題点を、わたし自身の視角から整理して提示することである。

分析の素材は、1903年4月21日の農林大臣指令ならびに同年4月22・23日付法務大臣指令を受けて作成された「家族世襲財産法草案・世襲財産管轄庁の特別草案A・Bに関する報告と見解・総覧」⁵⁾である。『プロイセン枢密文書館』（Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz）が所蔵するこの史料には、1904年3月1日までに届けられた合計89に上る各方面からの報告と見解が、(1) 官庁関係13、(2) 13人の貴族院議員、(3) 世襲財産所有者・相続権者と弁護士・枢密法律顧問官・大学教授らの有識者との計28名、(4) 新聞記事21、(5) 合計14の文献・雑誌論文、の五種類に分けて集成されている。(1)の官庁関係史料とは、プロイセン王国の高等裁判所（Oberlandesgericht）や県知事（Regierungspräsident）ら各地域代表からの報告であり、(2)は、シュレージエンのヘンケル・ドネルスマルク（Henckel-Donnersmarck）伯爵らの意見表明、(3)は、ヘッセン・ナッサウのラングヴェールト（Langwerth）男爵ら世襲財産所有者と有識者による陳述だった。五名の大学教授中に、コンラート（Johannes Conrad）とゼーリング（Max Sering）そしてヴォルフ（Martin Wolff）という名だたる面々が顔を揃えているのが目を引くが、ウェーバーは含まれておらず、意見集約が行われた1904年3月1日時点で、彼は、あえて法務省・農林省への自説の開陳を控え、「世襲財産論文」の執筆に打ち込んでいた状況が窺われる。そして、(4)は、ベルリンやプレスラウ、キール、ケーニヒスベルクなどの各地方紙に載った新聞記事から成り、最後の(5)には、1904年に出たヴォルフの著作⁶⁾だけではなく、コンラート、ゼーリング、クリュックマン（Krückmann）の有名な論文⁷⁾が含まれているが、ここにもウェーバーの論文は登場しない。以上が、「総覧」を構成する原資料の概要である。

2 世襲財産法の変容

本論に入る前の準備作業として、あらかじめ、20世紀初頭期以降の「世襲財産制の一大改革」⁸⁾の歩みを法制史に即して概観した上で、草案に固有な「フィデイコミス観」のあらましを示しておきたい。さて、「仮草案」における詳細な準備と立案作業を経て、プロイセン政府は、1913年、「家族世襲財産と家族基金に関する法律草案」⁹⁾を国会(Landtag)に提出する。世界大戦勃発に伴い、審議は中断の已む無きに至るが、1917年には、中小土地所有を特別に顧慮した別の草案「家族世襲財産、同族農場(Stammgut)、家族基金に関する法律」¹⁰⁾が新たに用意される。これは、フィデイコミスを非難して指摘された次のような問題点を是正しようと企図した草案であった。すなわち、ラティフンディウム(Latifundium)の形成を阻止するとともに、経済的に持ちこたえられない「極小世襲財産」¹¹⁾(Zwergfideikommiss)を取り除いた上で、中小土地所有が吸収・排除されることを防ぎながら、内地植民を推し進めることが、その目的だった。同草案が、公共のための活動、公益、とりわけ森林の維持に意を注いだ点は、のちの法規との関連上、記憶にとどめられてよい。本案もまた、大戦とそれに続くプロイセン国制の激変ゆえに可決されることはなかった。だが、その法的・経済的・社会的諸原則は、「家族農場」(Familiengut)廃止に関するプロイセン立法に継承され、ワイマル期におけるフィデイコミス法として結実する。すなわち、以下の三法、(1)1919年3月10日の「家族農場令」¹²⁾、(2)1920年6月23日の「貴族法」¹³⁾、そして(3)1920年11月19日の「強制廃止令」¹⁴⁾が、それである。なお、「固有の意味での家族世襲財産」¹⁵⁾は、「家族農場」中86.92%(1932年)の大多数に達する中核的存在であった。そして、残余部分の13%強の拘束的所有地とは、「家系農場」(Hausgut)、「世襲同族農場」(Erbstammgut)と「レーン」(Lehen)である¹⁶⁾。フィデイコミスの量的重要性は、明らかであろう。

3 草案のフィデイコミス観

ここで、15篇構成を取る「1903年仮草案」の各篇のタイトルを示しておきたい¹⁷⁾。第1篇：家族世襲財産の対象、第2編：家族世襲財産の成立、第3篇：世襲財産所有者の法的地位、第4篇：世襲財産負債、第5篇：訴訟法・破産法上の規定、第6篇：補償金・嫁費用基金、第7篇：相続権、第8篇：世襲財産の継承、第9篇：寄附行為書の変更、家族世襲財産の廃棄と失効、第10篇：親族会、第11篇：親族決議、第12篇：世襲財産管轄庁、第13篇：費用と印紙、第14篇：経過措置規定、第15篇：結論規定、以上である。ただし、「草案」は、1903年の公表時に間に合わなかった第12・13篇に関する規定を欠いている。

本稿の検討素材「報告と見解・総覧」は、このように多岐にわたる内容の諸規定の一つ一つを精査して、ドイツ各地から寄せられた多種多様な賛成論や反対・修正意見をまとめた文字どおりの「総覧」である。これは、当時のフィデイコミス問題の複雑さを雄弁に物語る有力な証拠資料の一つと言えよう。本稿は、当該史料の全面的検討に進むための最初の第一歩にすぎないのであるが、微に入り細をうがった法律論の弊を避けるため、まずは、この史料から知られる「草案」のフィデイコミス観を大づかみに整理することから始めたい。

さて、フィデイコミスとは、法的に無内容な贈与概念やローマ法的概念を当てはめるだけではとうてい理解しえない歴史的特質を踏まえて把握されるべき固有の目的を持った法的産物である。こうした見地に拠って立つ「草案」のフィデイコミス観は、当該の史料によれば、以下の

十三ほどの項目に集約される命題を出発点としている¹⁸⁾。

1. 家族共同体の利益に末永く寄与する「永続的な目的の指定」が、家族世襲財産には内在する。
2. 世襲財産とは、「独自の基金」と特徴づけられるべきものである。それは、その目的の履行を、有資格者グループの外部に立つ役員会（Vorstand）などの組織にも、また、家族共同体それ自体にも委ねるのではなく、この共同体の個々の成員に次々と（nacheinander）委託してゆく「基金」である。
3. これは、様々な構成要素から成る一箇の「統一体」としての「財産」、しかも、自主的な目的を指定された「特別財産」（Sondervermögen）である。こうした概念の起源は、ローマ法における試みとは逆に、ゲルマン法において展開した「一人の手中にある大部分の財産」という「原始ゲルマン的な思想」である。
4. 財産とは、「独立した全体」を成すものである。したがって、「特別財産」が、設立者の「特別財産」以外の財産を構成する一部であり続けることはできない。
5. 世襲財産が存在するから、その限りにおいて、世襲財産所有者も存在しうるのである。論理的順序は、逆ではない。
6. 世襲財産設立の目的および相続権者の権利の確保のために必要とされる限り、世襲財産所有者は、財産支配権の永続的な制限に服する。
7. 世襲財産所有者は、世襲財産の成立（Anfall）に先立って、なんら処分権の制限を受けず、彼により専一的に用益されてよい財産である「自由財産」（Allodialvermögen）を所有していたのであって、この財産を、世襲財産とともに引き続き保持する。
8. 世襲財産所有者は、目的の指定も法律上も、全く異質な二つの財産を手許に統一している。両財産は、元から彼に属しているのである。
9. 世襲財産所有者の義務は、その成立の根拠を、両財産中のいずれか一方に対してのみ負っている。ここから、「世襲財産負債」と「自由財産負債」の分離の必然性が生まれる。
10. 調整を即刻求められる両財産の法的関係について、草案は、世襲財産所有者を「財産法上の二重人格」と特徴づけている。世襲財産所有者は、法律上、独特の地位を占める。
11. 世襲財産を引き継ぐ者は、財産総体を前所有者から継承する（Gesamtnachfolge）。だが、それは、ただちに「権利義務の継承」（Rechtsnachfolge）まで意味するものではない。後者は、世襲財産所有者の各人にとって、前任者ではなく、最初の設立者に対して行われるものだからである。
12. 概念的に別種の「世襲財産の継承」と「自由財産の継承」について言うると、総体としての財産が、二人の異なる後継者に同時に移ることは、論理的にありえない事態である。それゆえ、家族世襲財産が、世襲財産所有者の自由財産部分の遺産に含まれることは、絶対不可能である。
13. このような継承は、「先位相続財産」（Vorerbschaft）の継承と類似するものではあるが、両者の内容的相異は歴然としている。「家族世襲財産」が、永続的かつ家族共同体的な、「家族法」上の目的を明確に指定された財産であるのに対して、「先位相続財産」とは、少数個人の用益、しかも一時的かつ個人的な純「財産法」上の用益を追求する財産だからである。

以上が、草案に特有のフィデイコミス観の概容である。本稿は、フィデイコミス問題に関わる雑多な諸規定を集成した草案の本質的性格を理解する上で、さしあたり重要と思われる論点に

絞り、以下の考察の順序（Ⅱ 草案批判、Ⅲ 共有世襲財産、Ⅳ 限定条項——プロイセンの土地所有とドイツ国籍、Ⅴ 結語）に従って、「プロイセン世襲財産法案の内容と意義」を検討することにより、従来の研究史にあっては、内外ともに、ややもすれば無視ないし軽視されがちであった「フィデイクミス問題の重要性」を明らかにするために積み上げられてきたわたし自身の「世襲財産論」¹⁹⁾の新たな一環であると同時に、近年、再開されたベルリン・ダーレムの『プロイセン枢密文書館』所蔵史料の系統的分析を続けることによって、「近現代ドイツ大土地所有の実態把握」に迫るための継続的実証研究の新たな一歩でもある²⁰⁾。

Ⅱ 草案批判

1 「二つの魂」²¹⁾

前述の10番目の項目に挙げた、世襲財産と自由財産の関係については、様々な批判的意見が殺到した。まず、ポメルン州シュトラールズントの枢密法律顧問官ランゲマク（Langemak）は、世襲財産所有者が陥らざるをえない「どっち付かずの中間的地位」²²⁾（Zwitterstellung）を非難し、同じ職掌のドレスデンのベルナー（Börner）も、世襲財産と自由財産のための所有者自身の兼務（Personalunion）には疑問が残ると捉えて、「二重人格性」²³⁾（Doppelpersönlichkeit）に反対した。こうした論難は、枚挙にいとまがない。二人の教授ヴォルフとゼーリングは、それぞれの見地から厳しい批判論を展開する。「二重人格性」を認める草案の立場は、「奇異で神秘的な二つの魂論」²⁴⁾にすぎぬと指弾したのが、ヴォルフである。ゼーリングもまた、世襲財産所有者は、二つの人格に分裂するという草案の基本思想は、所詮、抽象的決疑論の手法を使って、最終的な結論まで導き出そうとする欠点を免れておらず、とりわけ、世襲財産負債を取り扱う箇所に至ると、草案の理解は、常人にはほぼ不可能な混乱に陥っていると断じた。二つの高裁（カッセルとフランクフルト）が危惧するとおり、世襲財産所有者は、自由・世襲両財産の所有者として、ほかならぬ自分自身と、債務関係についての物権的法律行為を取り決めることができる。換言すれば、彼は、一つの基金の所有者として、もう一つ別の基金の持ち主でもある自分自身と契約を取り結ぶことが可能なのである。「二重人格」の難点は、明らかである。

2 反プリモゲニトゥール論²⁵⁾

「プリモゲニトゥール（Primogenitur 最年長男系長子相続制）」²⁶⁾に対しては、ポーゼン州知事やシュレスウィヒ・ホルシュタインの農業会議所（Landwirtschaftskammer）そして枢密顧問官ガムプ（Gamp）らによる賛成意見も見られたが、反面、各地から寄せられた数多くの疑念・批判には、その土地ごとの特殊な実情が反映していると思われる。フランクフルト県知事や郡長ブリュネク（von Brüneck）が指摘するとおり、草案第14篇第15*条²⁷⁾には、プロイセン法のマヨラート（Majorat 親等優先最年長男子相続制）とミノラート（Minorat 親等優先最年少男子相続制）²⁸⁾への言及がない。シュレスウィヒ・ホルシュタインの騎士会（Ritterschaft）は、ゼニオラート（Seniorat 単純最年長男子相続制）とユニオラート（Juniorat 単純最年少男子相続制）の廃棄に異存はなかったが、ミノラートの除去には反対し、レーヴントゥロ（von Reventlou）伯爵も同意見だった。ブランデンブルク農業会議所は、プロイセン的マヨラートとミノラートの存続を願い出

た。さらに、東プロイセンにおける一つのゼニオラートの存在が報告されている。それは、長男ではなく長女が相続権を持つ、Preuß. Holland 郡に実在する世襲財産だった。これと関連して、ラント経済協議会 (Landesökonomiekollegium) は、女系卑属優先のいわゆる「女系世襲財産」²⁹⁾ (Frauenfideikommiss) の存続を求めた。また、ポメルン州知事は、既存のゼニオラートについては、第15*条の廃止規定から外すよう求めている。チャプスキ (von Czapski) 伯爵が力説するとおり、よしプリモゲニトゥールが最善であるとしても、自余の相続順序も、決して公序良俗に背馳するものではなく、国家の側に立てば、どの家族員が相続するかは、それほど重大事ではない。ブランデンブルク州知事は、草案が提案する全国一律の集権的な方策ではなく、各地域の特殊事情を充分斟酌する個別事例ごとのきめ細やかな精査を推奨している。こうした意見から知られることは、ブランデンブルクのマヨラートとミノラート、シュレスウィヒ・ホルシュタインのミノラート、そして、東プロイセンとポメルンのゼニオラート、さらに、東プロイセンの「女系世襲財産」というフィデイクミスの雑多な存在形態が織りなす各地域の様々な特殊性である。プリモゲニトゥールの一律実施に、各方面から強い反対の声が上がったのも、無理からぬことだった。

ポメルンのベーロ・ザレスケ (von Below-Saleske ラント経済協議会委員) の議論は、一箇の「反プリモゲニトゥール論」である。それは、長い経験を通じて、合理的な唯一の良策と是認されているわけではなく、むしろ、継承者の資質を見極めることなく、偶然に任された一時しのぎの弥縫策にすぎない。概して、一つの家系は、第4世代において消滅し、その後、一家の財産は、傍系の手に渡ることが起こりがちなのである。新しい所有者の教育には、前任者の影響は及びようがないであろう。あまつさえ、その際、外国人の母の血統が混じることも、あながち、ありえないことではない。世襲財産制に対して一部のブルジョアジー・グループが抱く反感は、自分の義務をいっこうに理解しようとしないうる世襲財産所有者の無能な跡継ぎの少なからぬ存在に根ざしている。ともあれ、草案が、差し迫った理由もないのに、ドイツ法とローマ法の双方に疎遠であるばかりではなく、遺言指定の自由を取り消し、ドラコンの厳格さを以って (drakonisch) 家族法の領域を侵害する「神権政治的なユダヤ的法形態」³⁰⁾ を無理やり導入しようとするのは、不可解きわまりないと言うほかない。偶然のなせる業を是認するプリモゲニトゥール相続には反対せざるをえないのである。むしろ、その時々々の現所有者が、相続権を持つすべての有資格者の中から、最適者を選ぶ道を探るべきであろう。また、有権者による選任は、偶然に委ねるプリモゲニトゥールに比して、よほど増しであるにせよ、人間の行うことでもあり、時には、器でない者が選ばれてしまう失敗も起こりうるので、選任結果を取り消す強い権限を世襲財産の現所有者に与えるのが得策なのである。

さらに、ゼーリング教授も、世襲財産所有者が、相続順位の高い有資格者数名の中から、最適者を選ぶ方策を推奨して、変更不能のプリモゲニトゥール制への強い疑念を表明している。彼が参考にしたのは、父が相続人を選任してよいシュレスウィヒ・ホルシュタインでの家族不和のない平和な一子相続法 (Anerbenrecht) 地域だった。彼らは、第8篇第134条³¹⁾ のプリモゲニトゥール優先規定に反対した。

3 親族会³²⁾

親族会 (Familienrat) 規定 (草案第10篇第181-200条) には、デュッセルドルフ、グンビネン

(Gumbinnen)、リューネブルク (Lüneburg) の各県知事以下から多くの肯定的評価が寄せられた。興味深い事例を一つだけ挙げると、全親族にとっての給付能力ある結晶点を世襲財産所有者に見だし、また、親族会を作って、総監督を行うための組織を家族全体に与えようとする草案の基本構想は、リベラルな立場の人々からも喜んで歓迎されるであろうと、ハノーファー農業会議所は述べている。この種の好意的意見とは逆に、様々な疑念も数多く表明される。おもだったものを二三紹介しておこう。枢密顧問官ギャンプが指摘するように、草案には、そもそも、親族会の責任を明確にする規定がない。世襲財産所有者と親族会がひとたび結託すれば、「世襲財産の搾取」³³⁾(ケーニヒスベルク総務委員会 Generalkommission 委員長) もしくは「荒廃」³⁴⁾(姓名不詳の一所有者) をもたらしかねないのであって、規約上、そうした悪しき事態を未然に防ぐ有効な保証がない。さらに、東プロイセン州の前記総務委員会は、草案によれば、男系の相続権者が存在する場合でさえ、婦人が親族会のメンバーになりうる点を問題視して、家父長制重視の立場から、婦人の影響力が親族会に浸透する可能性を案じる。また、メシャダ (Meschede) の郡長は、めったに所有権を獲得しない傍系の利益を、親族会が代表する事態を憂慮している。このような反対論が相次ぐなか、ライン州知事は、親族会による監督が、細部にわたって行きすぎれば、親族間のいさかきを惹き起こしかねないので、親族会に代わって、財産管理人を任命する制度の方がよほどよいと提案する。同様に、シュレスウィヒ・ホルシュタインの州知事、地主金融組合 (Landschaft)、農業会議所、騎士会、そしてレーヴントウロ伯爵ならびに Brockdorf-Ahlefeldt 伯爵は、同州において普及する「執行人制度」³⁵⁾(Exekutorschaft) を勧める点で一致した。これに加えて、同州の地主金融組合信用部とヴィラモヴィツ・メレンドルフ (Wilamowitz-Möllendorff) 男爵は、当地の特殊状況の一つに、大農による世襲財産設立の動きがあり、貴族ほどの家族員を持たぬ農民家族が親族会メンバーを選ぶことの難しさを指摘して、親族会の設置については、当事者の自由裁量に任せるべきであると説いた。

4 改良基金³⁶⁾

世襲財産所有者の義務を取り扱う第3篇後半の第61条は、「家族世襲財産の維持と持続的改良のため、一つの基金が積み立てられなければならない (改良基金 Verbesserungsmasse)」³⁷⁾と規定する。賛成論の声は、シュレスウィヒ・ホルシュタイン、東プロイセン、ポーゼン、そしてシュレージエンの各地から上がったが、とりわけ、ポーゼン州の農業会議所が、これを、草案中の「最も有益な一規定」³⁸⁾と見なしたことが注目される。だが、各地の実情を反映した慎重論や変更の提案も、数多く寄せられた。まず、フランクフルト・アン・マインの高裁は、「改良基金の積立額と最高額は、設立者によって決められてよいのだが、特別な事情を理由として、世襲財産管轄庁は、所有者からの聴取の上、それらを変更することができる」³⁹⁾と規定した点を捕らえて、これは、「家族自治に対する許しがたい官僚的干渉」⁴⁰⁾であると論難した。さらに、改良基金は「家族世襲財産の農林業以外の部分用としては、世襲財産管轄庁の認可を得た上で、ただ例外的にのみ、その利用を許される」⁴¹⁾という文言にも、同高裁は、批判の眼を向けて、炭鉱・粘土鉱・採石場・甜菜糖工場・蒸留酒製造所・ビール工場などの相当大きな産業施設を不可欠の構成要素とする世襲財産にとって、これでは、当該基金の効果的運用はおよそ不可能であると喝破した。産業施設ばかりではなく、さらに、世襲財産農場に布置し、世襲財産と分かちがたく結びつ

いている天然資源についてもまた、これと同様の議論が成り立つであろう。

ポーゼン州農業会議所や西プロイセン州知事らは、「償還割当額」⁴²⁾を毎年支払わねばならぬ世襲財産所有者の「二重負担」⁴³⁾を避ける立場から、この「割当額」を、改良基金用分担金年額から差し引く策を提案した。同様に、ザクセンの地主金融組合も、当地の少なからぬ世襲財産所有者は、まずもって、負債の償還に心を砕かなければならないのであり、経営の改良など二の次に回さざるをえない苦境を指摘して、改良基金に代わる、地主金融組合内での「抵当証券基金」⁴⁴⁾の設置を推奨した。シュレスウィヒ・ホルシュタインの知事も、過大債務を負う世襲財産の存在に注意を喚起している。草案によれば、改良基金の最高額は、農林業用土地所有がもたらす所有者の年収の百倍相当額なのだが、多くの関係当事者は、これにこぞって反対する。ドイツ各地の世襲財産所有者は、すでに多額の負債を抱えていたからである。彼らは、「隠れた貨幣世襲財産 (Geldfideikommiss)」⁴⁵⁾と化す可能性大の改良基金の設置に難色を示したのである。

5 草案の適用⁴⁶⁾

草案第14篇⁴⁷⁾は、現存する世襲財産への草案の適用を論じる興味深い箇所である。ナウムブルクやフランクフルト・アン・オーダーの高裁のように、草案の内容をおおむね妥当と認める向きも見受けられたが、それは、概して、少数意見だったと思われる。以下に示す反対論が根強かったからである。ここでは、草案の問題点を洗い出すために、なにもかも草案の中身とは対照的なライン州のヴェストファーレン (von Westphalen) 伯爵家の世襲財産を取り上げることから始めたい⁴⁸⁾。草案の関連規定との比較対照の上で、その特徴を列挙すると、以下の五点にまとめられよう。第一に、草案冒頭の第1篇第2条によれば、世襲財産の立地は、「州境、ならびに、当該州の隣接郡の境界」⁴⁹⁾を踏み越えてはならない。だが、同家の世襲財産は、多くの州・郡に散在する農場複合体から成る。第二に、第3篇第27条に従えば、「世襲財産の収益は、分離することにより、そして、自余の収益は、満期を迎えることによって、世襲財産所有者が持つ、家族世襲財産に属さない財産 (自由財産) の構成要素となる」⁵⁰⁾。また、第4篇第74条は、「世襲財産負債とは違う別箇の負債 (自由財産負債) に対しても、世襲財産所有者は、世襲財産部分からの収益によって責任を取る」⁵¹⁾と規定する。草案が、世襲財産と自由財産を、そして、世襲財産負債と自由財産負債を並列的に区分していることは、明白である。既述のとおり、草案の構想には、「二重人格性」が宿ると論評される所以である。だが、当該事案の世襲財産において、渾然一体となった世襲財産と自由財産の区別を付けることは、およそ不可能であった。

第三に、なるほど、草案は、明確な文言のカトリック禁止条項を設けているわけではない。しかし、それにもかかわらず、第7篇第112条において、「宗教教団 (Orden)、もしくは、これに類似する修道会 (Kongregation) の成員に相続権はない」⁵²⁾と宣告する。この条項が意味するところは、おのずから明らかであろう。すなわち、ここには、プロイセンで支配的なルター派的新教を暗黙のうちに優先し、逆に、カトリック信者を、世襲財産の相続権者から除こうとする「排除の論理」が働いており、そうした差別と決して無縁ではなかったプロイセン主義のひそやかな、いや、むしろ、あからさまな本質規定的狙いの一つが秘められていると思われる。当該の草案は、この意味で、まさに「プロイセンの法案」にほかならなかった⁵³⁾。だが、ヴェストファーレン家の世襲財産の相続権は、騎士身分の出自だけではなく、カトリック信仰の前提条件と不可分の関係に立ったのである。第四に、第6篇第98条は、「補償金 (Abfindung)・嫁資持参金

(Ausstattung) 用基金の上限と積立額の確定は、設立者によって行われ、特別な事情がある場合に限り、世襲財産管轄庁が、それを変更しうる⁵⁴⁾と規定する。だが、ヴェストファーレン家では、次三男以下にあてがわれる扶持 (Apanage) は、所有者とその直近の親族によって決められた。最後に、第7篇第112条の第1項は、ドイツ国籍を持たない者を、世襲財産の相続権者と認めない厳格な条項である⁵⁵⁾。だが、当家にあっては、所有者の息子を除く相続権者、すなわち、所有者の兄弟は二人とも、ドイツ人ではなく、オーストリア国籍保持者だったのである。

このように、ことごとく草案の規定に背馳する特殊事情を抱えた同家が、草案をとうてい受け入れたいと主張して、これを拒否する姿勢を示したのも、あながち頷けないことではなかった。それはともかくとして、本件は、以下の五点、すなわち、(1) 立地上の狭隘な限定、(2) 世襲財産所有者の「二重人格性」、(3) 宗教上の「排除の論理」の混入、(4) 設立者ならびに管轄庁の優位、そして (5) ドイツ国籍至上主義、という草案に内在する見逃しえぬ本質的問題点を鮮やかにあぶり出す好個の個別事例だった、と言わなければならない。

さらに、もう一件、ヘッセン・ナッサウの特殊状況⁵⁶⁾を示すなら、一方において、カッセル県知事は、次のように思量した。すなわち、「ランデスヘルは、当該の法律における個々の諸規定の免除を認めることができる⁵⁷⁾という重要な条項を持つ「1900年7月7日のザクセン世襲財産 (Familienanwartschaft) 法の模範⁵⁸⁾が、プロイセンでも先例となつてしかるべきである。そうした特例が認められれば、状況の多様性とプロヴィンツごとの相異に適切に対処することが、はるかに容易になろう、と。他方、カッセル高裁によれば、高位の貴族身分に属さない者が当該管区内に持つ66の世襲財産中の多数は、元来、ドイツ法上の「同族農場」だった。それらの農場には、1873年5月29日ならびに1895年8月19日のプロイセン法に基づいて、プロイセンの土地台帳が導入された時、世襲財産の属性を追認された由来がある。法律上の深刻な不明瞭と錯綜した係争を憂慮する同高裁は、こうした特殊な経歴の「ドイツ法的世襲財産⁵⁹⁾もまた、「草案の意味における世襲財産⁶⁰⁾として取り扱われるべきである、と主張した。

草案ゆえに多数の世襲財産が廃棄の運命にさらされる結末を危惧して、既存の世襲財産の保護を求める声は、さらに、シュレスウイヒ・ホルシュタイン、ハノーファー、ポーゼン、シュレージエン、ポメルン、ヴェストファーレンなどの多方面から寄せられた。草案第14篇を、「既存の法関係に対する不当な干渉⁶¹⁾と捉えるプロイセン全国の当事者・専門家の見解には、各自が代表する各地域の特殊性を踏まえた切実な要求が含まれており、それは、草案の問題点を探るための貴重な素材を提供したと評価されてよいであろう。

Ⅲ 共有世襲財産⁶²⁾

このように、草案第14篇に関する「総覧」の記述は、本格的な分析に値する重要な史料である。本稿では、研究史上の蓄積をほぼ欠くと思われる「共有世襲財産」に光を当てて、問題点を洗い出す作業を続けることとしたい。さて、同篇第17*条の内容は、こうである。「家族世襲財産が、幾人かの家族成員によって同時に相続される継承規則のもとにある場合、第15*条の諸規定の適用が相当である。家族世襲財産の失効とともに、世襲財産は、最終所有者の自由財産となる。ただし、家族世襲財産が法律によって失効し、その際、定款に基づいて、上記とは別の内容が決められる場合は、この限りではない。幾人かの世襲財産所有者が存在する場合、その資産 (Fideikommissvermögen) に対する彼らの権利は、従来の割当分 (Anteil) の比率に基づくものと

する」⁶³⁾。これは、とりわけヴェルテンベルクに数多く見られた、共有者 (Miteigentümer) と共同相続人 (Miterbe) を伴ういわゆる「共有世襲財産」⁶⁴⁾ (Kondominat)、あるいは「連合体世襲財産」⁶⁵⁾ (Samtfideikommiss) ・「共同世襲財産」⁶⁶⁾ (gemeinschaftliches Fideikommiss) を規制するための条文である。

続いて、コンドミナートに適用される第15*条が定めるところによれば、「長子もしくは末子の相続権者が、一門の全体または特定の一系統から、そのつど所有者に任命される継承規則のもとにある(「ゼニオラート」単純最年長男子相続制、「ユニオラート」単純最年少男子相続制、「ウルティモゲニトゥール」Ultimogenitur 最年少男系末子相続制) 家族世襲財産は、法律施行後四年以内に親族決議によりプリモゲニトゥール(最年長男系長子相続制)が導入されなければ、この四年の経過をもって失効する」⁶⁷⁾。それゆえ、草案の規定に従うなら、コンドミナート世襲財産は、法律施行後四年以内に、プリモゲニトゥール制を採らない限り、失効するほかない。草案の実施は、コンドミナートにとっては、その死命を制するほどの重大事をもたらすことになる。先ずは、実態の検討から始めたい。

さて、1903年10月27日と11月4日の両日、法務大臣は、この問題に関する特別報告の提出を、ベルリン高裁 (Kammergericht) ならびにカッセル高裁を含む主要な高裁に求める⁶⁸⁾。それは、当初の4月22・23日指令とは別の新しいものだった。集められた諸報告によれば、プロイセン王国におけるコンドミナート = 「共有世襲財産」の数は、貨幣世襲財産を除くと、全部で90である。それらの一部は、法定相続に服しているが、多くのものが、基金の特別な継承規則を定めた定款に従っている。それは、第1表から明らかなおり、ケルン、ポーゼン、キールとケーニヒスベルクでは皆無なのに対して、カッセルが、半数以上の過半を占めている。プロイセンのヘッセン・ナッサウにおける「共有世襲財産」は、際立った存在である。共同相続人数には、少なからぬ相異が見られ、4人ほどの少人数の事例もあり、逆に、30人や80人を超える相当多数の共有者の場合も散見される。割当分のばらつきは、もっと激しく、百分の一どころか三千分の一以下の極端なものさえ見られた⁶⁹⁾。

このような現状を踏まえて、「共有世襲財産」の有害性は認められないという草案反対の声が各地から相次ぐのである。それは、コンドミナートが集中するヘッセン・ナッサウにとどまら

第1表 共有世襲財産の地域分布

Berlin	6
Breslau	10
Kassel	47
Celle	9
Frankfurt a. M.	3
Hamm	7
Naumburg	4
Marienwerder	1
Stettin	2
Jena	1
合計	90

(出典) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Entwurf, S. 89 f. より作成。

ず、シュレージエン、ポーゼン、ブランデンブルクなどの諸地域からも寄せられた。一例のみ示しておく、こうである⁷⁰⁾。さて、シュレージエンのヘンケル・フォン・ドネルスマルク伯爵の二つの世襲財産ポイテン (Beuthen) とタルノヴィツ・ノイデク (Tarnowitz-Neudeck) は、17世紀に由来する世襲財産ポイテンの両部分である。これは、帝国最高裁判所 (Reichsgericht) によって承認された統一性にもかかわらず、現在、男系の相続順位に基づいて二分されている。二つの「部分世襲財産」⁷¹⁾ (Teilfideikommiss) のうち、タルノヴィツ・ノイデクではプリモゲニトールが実施されているのであるが、ポイテンにおいては、依然として、元々の継承規則 (詳細不詳) に則る相続が行われてきた。草案がもし施行されれば、その結果は、およそ次のようなものであろう。すなわち、プリモゲニトールではないポイテン世襲財産が失効の憂き目を見るなら、その相続権者は、私有地化されると、ポイテンの補償金に対する権利を得ぬまま、タルノヴィツ・ノイデクに対する相続権だけを保持するのか、それとも、ポイテンとは別のもう一つの世襲財産もまた、たとえ草案のあらゆる要件をかなえたとしても、今のところ二分されてはいるものの、「共有世襲財産」の基本的属性は変わらないというただそれだけの理由で、ポイテンもども、失効せざるをえなくなるのか、そのどちらかの二者択一を迫られる結末に至るであろう。草案施行後に生じうる問題は、このように、きわめて煩瑣かつ困難な法律論を伴うものとならざるをえないことが、容易に予想されるのである。ともあれ、草案の第17*条規制に反対する声が強かったのは、それが、既存の関係と既得権を深く侵害する側面を免れなかった点に起因していたことは、明らかである。ここでは、ヘッセン問題に、検討の対象を絞りたい⁷²⁾。

さて、カッセル高裁地域から、当地のコンドミナートとの関連で、活発な反対意見を表明したのは、以下の当事者、すなわち、カッセル県知事、旧ヘッセン騎士会、カウフンゲン修道院 (Stift Kaufungen) 院長、そして、フォン・デア・タン (von der Tann) 男爵とビショフスハウゼン・ボラースドルフ (Bischoffshausen-Bollersdorf) 男爵であった。彼らは、ヘッセン地域における合計83の「世襲財産の特殊状況」⁷³⁾ を、次のように描き出す。これらの世襲財産の土地面積は、合計で約6万ヘクタールに達する。そのうち、39,700ヘクタールは森林である。以前のレーン農場または同族農場が、その法形態の廃棄もしくは衰退ののちに世襲財産に転化したものが、これらの主要部分を成す。騎士的世襲財産中、その成立をレーン廃棄の前の時代にまで遡りうる古い世襲財産は、わずかに九つだけである。コンドミナートの相続は、概して専一的男系制である。婦女子に相続権は与えられないが、その家族が旧ヘッセン騎士会の成員である限り、嫁資を保証されるし、年金もしくは臨時的補助金による補償も得る。1835年4月25日と1901年3月18日付の旧ヘッセン騎士会定款によれば、同会への所属が許されるためには、貴族としての出生などの個人的要件とともに、登録簿に載った農場の所有ないしは共有が前提条件である。有資格家族名と騎士農場の名称は、ともに特別登録簿に記録されることになる。騎士会の身分団体的財産 (Korporationsvermögen) は、かつてのカウフンゲンのベネディクト尼僧院 (Benediktiner Nonnenkloster) ならびにヴェッター修道院 (Stift Wetter) によって形成され、三人の院長が管理していたものである。プリモゲニトールの単独所有・相続権を基本線とする草案が、その本質上、複数の所有者・相続権者を伴わざるをえないコンドミナートの存立と相容れないことは、おのずから明らかである。「ヘッセン世襲財産の大々的廃棄」⁷⁴⁾ が、草案施行後の一大帰結となることは、目に見えている。彼らは、コンドミナートに関する「特別法規」⁷⁵⁾ あるいは「家族基金への転化」⁷⁶⁾ 措置を求めて、第17*条に対する反対の旗幟を鮮明にしたのだった。

次に、「純貨幣世襲財産」⁷⁷⁾ の状況を見ておきたい。第2表から知られるとおり、それは、プロ

第2表 貨幣世襲財産の地域分布

	貨幣世襲財産の成立			合計	貨幣世襲財産の 金額 (単位：Mark)
	1800年以前	1800 -1849	1850 -1899		
Berlin	12	13	27	52	21,029,484.57
Breslau	8	9	14	31	5,395,176.26
Hamm	3	4	1	8	1,981,128.41
Kiel	24	14	6	44	9,882,176
Königsberg	7	11	3	21	1,377,781.37
Marienwerder	-	3	2	5	699,841
Naumburg	3	2	17	22	5,938,872.95
Stettin	16	9	7	32	3,039,460.88
合計	73	65	77	215	49,343,921.44

(出典) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Entwurf, S. 98, より作成。

イセンに合計215存在する。ベルリン地域の計52の「貨幣世襲財産」のなかには、九つのコンドミナートがあり、また、ブレスラウとケーニヒスベルクの管区内には、「貨幣コンドミナート」⁷⁸⁾が見いだされる。「貨幣世襲財産」の問題は、コンドミナートと決して無関係ではないのである。その成立年代を見ると、比較的新しい時代に著増したわけでは必ずしもなく、1800年以前の古い時代にも相当数設定されており、三つの時期ごとの相異もさほど大きくない。さて、草案第18*条によれば、「家族世襲財産は、もっぱら、農林業用の土地所有とは別種の財産を構成要素とする場合、法律施行後四年以内に失効する。そして、幾人かの家族成員が相続する家族世襲財産には、第17*条が適用される」⁷⁹⁾。したがって、草案が日の目を見れば、「純貨幣世襲財産」と「貨幣コンドミナート」は、ともに失効するほかない。この条項に賛成したのは、ライン州知事らの四名だけで、ヴォルフ教授を含む20人以上の関係当事者は、のきなみ反対意見を表明した。その理由に挙げられたのは、およそ以下のような事柄だった。すなわち、世襲財産廃棄のリベラルな要求でさえ、その対象は、所有地世襲財産 (Liegenschaftsfideikommiss) に限られている。現状を見ても、土地世襲財産 (Grundfideikommiss) の所有者が、これと結びついた「貨幣世襲財産」からの利子収入を得ることによってのみ、自分の財産全体を維持している事例は、決してまれではない。これに加えて、レーン廃棄法に従えば、貨幣世襲財産の設定を伴うのが常だった点を勘案するなら、貨幣世襲財産の廃棄を指令する草案の処置は過酷にすぎ、とうてい受け容れられがたい。草案は、「既存の私法的関係」⁸⁰⁾を不当に侵害するばかりではなく、あまつさえ、「安定性・持続性の全要素」⁸¹⁾の育成を目指す草案の本旨に自ら背くものすらある、と。

終わりに、二つの事例を紹介しておきたい⁸²⁾。まず、シュレスウィヒ・ホルシュタイン州からは、当地の貨幣世襲財産の特殊性を指摘する報告が寄せられた。純貨幣世襲財産は、ここでは例外的に見られるだけで、「次子相続制」⁸³⁾(Sekundogenitur)を採った農場世襲財産 (Gutsfideikommiss) との結合形態が、常態化しているのである。また、ブレスラウ高裁が伝えるところによれば、同管区内のコトヴィツ (Kottwitz) のように、農業世襲財産への転化を目的として、当初から一定の線に達するまで、複利計算で増額することを定められた貨幣世襲財産も存在した。貨幣世襲財産の存在形態の多様性は、明らかであるが、ここでは、なおもう一点、草案第18*条問題との関連で、ハノーファーの実態⁸⁴⁾について付言して、先に進みたい。当地には、大部分または全部が、大都市の家屋あるいは都市的土地所有 (städtischer Grundbesitz) によって

構成されるアルテン・リンジゲン (Alten-Linsingen) 伯爵の世襲財産のような事例が相当数見いだされる。このような言わば「都市的世襲財産」をも当該規定ゆえに廃棄に追い込むことは、あまりにも過酷であって、むしろ、農林業的土地所有への転化を容易にする措置が講じられてしるべきであろう。ハノーファーの実情を知悉する郡長ブリュネク (von Brünneck) の冷静な発言は、草案の重大な問題点の一つを鋭く言い当てたものだったように思われる。

IV 限定条項——プロイセンの土地所有とドイツ国籍

1 プロイセンの土地所有⁸⁵⁾

家族世襲財産に設定されうる対象を定めた第1篇は、冒頭の第1条、および、第6条において、世襲財産の「土地所有は、プロイセン邦の領域内に位置するものでなければならない」、と規定する⁸⁶⁾。ここには、本草案の本質を理解する上で、看過してはならない重要な問題が潜むと思われる。以下では、煩をいとわず、各地の意見を一つずつ吟味してみたい。さて、第1条に賛成したのは、ミュンスター県知事とヴォルフ教授の二人だけだった。逆に、否定的ないし批判的な意見は、多くの地域から寄せられる⁸⁷⁾。先ず、ブランデンブルク州の農業会議所は、制限条項の撤回を求め、同州知事ならびにジグマリンゲン (Sigmaringen) 県知事は、非プロイセン的 (ausländisch) 土地所有の組み入れを例外なく禁止することは、望ましくないと断じた。ザクセンの地主金融組合によれば、この規定は、少なくとも、現存する世襲財産に適用されてはならない。草案に大きな疑念を抱くアルヴェンスレーベン (von Alvensleben) 伯爵も、プロイセン以外のドイツ諸邦を含むドイツ的土地所有全般の許容を勧める。メルゼブルクの総務委員会もまた、非プロイセン的土地所有を含む世襲財産が自分の領域に現存する事実を指摘して、当該条項の削除を求めた。

次に、ラウジッツ地方の信用機関 (Kreditinstitut) の主張は、こうである。とりわけ以下の三地方、すなわち、ザクセン王国に隣接するラウジッツ地方とザクセン州、さらには、ヘッセン・ナッサウ州にとって、この限定条項は、あまりにも厳しすぎる。それは、ドイツ・ライヒの統一的構成ならびにドイツ連邦 (Deutscher Bund) 内の善隣的諸関係に全くそぐわず、無用の長物と言うほかない。プロイセン邦の繁栄に寄与する大土地所有者階層の維持を目指す法律の眼目は、もっぱら、プロイセン内の土地所有の世襲財産化によってのみ達成されうるとの草案の構想には、説得力がない。世襲財産の副次的な部分が、たとえプロイセン以外の諸邦にあったとしても、それは、当面の目的を遂げるためには、なんら妨げにならないからである。そもそも、世襲財産とは、第一義的には、家族・親族の役に立つべき法制度であって、国家目的には間接的な寄与しか果たさないものなのである。それゆえ、少なくとも、プロイセン以外の土地を認める追加条項が書き加えられるべきであろう。旧ヘッセン騎士会の見解も、これと同様だった。東プロイセンのゲンビネン県知事、ヴェストファーレン北東のミンデン (Minden) 県知事、そして、弁護士ケラー (von Köller) は、非プロイセンの地所が、世襲財産の交換分合のために必要となる事態を想定して、その併合を許可するよう求めた。ケラーは、さらに、プロイセン王国の法律が許すなら、プロイセンの土地のアンハルト (Anhalt) 世襲財産への併合も、逆に、アンハルトの土地のプロイセン世襲財産への併合もともに認める1878年3月19日の「アンハルト・レーン廃棄法」⁸⁸⁾に倣うよう勧めた。マクデブルク県知事の見解も、これと同じである。世襲財産の統一的

基幹部分はプロイセン内に位置するべしと定めるだけで充分であると、クールマルク・ノイマルクの騎士会は主張した。世襲財産の生命力を保つために、他の隣接邦の土地を加える必要が生じることは、大いにありうるからである。また、世襲財産の形成は、この条項ゆえに妨げられることになると、メルゼブルク県知事は危惧した。

プロイセン邦に属さない土地は世襲財産化されてはならないとの該規定が、既存の世襲財産に及ぼす重大な影響を議論したのが、フランクフルト高裁である⁸⁹⁾。問題は、世襲財産の主要部分を成す本体がプロイセンに位置するか否かという点である。もしもプロイセン内に位置するのであれば、世襲財産の全体としての状況は、プロイセン法を基準として判断されることになるが、非プロイセン諸邦の関連規定も同時に参照されなければならない。そして、非プロイセン邦が世襲財産の拘束を認めていないのなら、非プロイセン部分の土地所有は、von Waldenburgやvon Breidbach-Bürresheim-Riedそしてvon Ritter zu Gruensteynの事例のように、世襲財産の本体から除外されることになる。これは、国際私法（das internationale Privatrecht）上の規制に照応する措置と言える。次に、本体がプロイセン邦に位置するのでなければ、それは、草案の定義に合致しないので、世襲財産としては分類されえない。草案は、すでに「草案のフィデイコミス観」の3と4で見たとおり、全体としての属性を判断の基準に置いているからである。

同高裁は、さらに、以前の帝国直属貴族の子孫であるインゲルハイム（von Ingelheim）伯爵の世襲財産について報告している。バイエルン、バーデン、ヘッセン、そしてプロイセンの四つの邦にまたがる計992ヘクタール規模の世襲財産の所有者は、プロイセンに住み、そこには、地租純収益6,498マルクを生み出す199ヘクタールの相当大きな土地が存在する。だが、その本体は、プロイセンではない三つの邦に散在し、バイエルンのアシャフンブルク（Ashaffenburg）に中央管理のための本拠地を置いている。フランクフルト高裁は、その大きさの点で、また、歴史的由来から見ても、特段の配慮に値する当該の世襲財産の特殊性を強調しつつ、草案の規定から離れた「特別な取り扱い」⁹⁰⁾を、王の勅令によって例外的に許すことを求めている。その根拠に挙げられたのは、帝国直属貴族の「自治権」（Autonomie）を定めた1815年の「ドイツ連邦規約」（Bundesakte）第14条だった⁹¹⁾。同高裁は、インゲルハイム世襲財産のプロイセン部分の失効を免れて、その一体的保持を図る方策を模索した。

世襲財産の土地をプロイセンのみに限定する条項に対しては、このように、各地からの厳しい批判が相次いだ。とりわけ、自己の地益のみを一面的に強調するのではなく、遠方の地ヘッセン・ナッサウの状況への言及を忘れなかったラウジッツ信用機関のザッハリッヒな観点が印象的である。ここでは、プロイセン世襲財産問題の一環を成す「ヘッセン・ナッサウ問題」の在りかを探る必要性を指摘するにとどめておくと、なお、別の二地域の実情を検討することにより、「プロイセン限定問題」の締めくくりに代えたい⁹²⁾。第一に、二つ合わせて一体的世襲財産を成す、シュレスウィヒ県ハーダスレーベン（Hadersleben）郡のグラム（Gramm）・ニューエル（Nübel）という二つの農場の取り扱いをめぐり、同県知事とシュレスウィヒ・ホルシュタイン州知事との見解は正反対に分かれた。すなわち、たとえ世襲財産の本体がデンマークに位置するとしても、同農場は、プロイセン法に服すべきなのだが、万一、プロイセン法の適用がどうしても無理なら、特別規定を作っても、この世襲財産を守るべきであると主張した「プロイセン的地益」重視の県知事に対して、州知事は、この見解を退け、草案によれば、非プロイセン的土地所有のプロイセン世襲財産への統合は不可能と言うほかないとの原則論の立場を堅持しつつ、デンマークとの「国際関係への一定の配慮」も忘れぬより広い姿勢を示した。第二に、ヘッセン州のヴィー

スバーデン (Wiesbaden) 県知事は、ヘッセンの領域を超えて、プロイセン以外のドイツ諸邦、あるいは、オーストリア・ハンガリーにまで分散した相当有力な世襲財産農場の一部は、プロイセン部分と併せて一箇の統一的世襲財産を成し、しかも、概して、その所有者は、自分の所領管理を管財人 (Rentmeister) に任せて、ヴィースバーデンには居を構えない不在地主である点に、同県の特徴の一つがあると指摘する。「プロイセン的地益とプロイセンの地所とに合体した世襲財産所有者」⁹³⁾ を創り出そうとする草案の大目的は、ヘッセンでは、限定的にしか実現しえないであろう。県知事は、草案の狙いの真の在りかを見事に喝破した。

二つの事例にすぎぬとは言え、総じて、これらの事実は、プロイセン世襲財産問題の史的考察のためには、プロイセン一地域にのみ限定・踳踏した狭い見方ではなく、ドイツの版図内に留まらぬ、はるかに幅の広い地理的視野が求められる方法的必要性を示唆しているように思われる。ドイツとデンマークあるいはオーストリア・ハンガリーとの国際関係を無視することはできないからである。20世紀初頭期におけるプロイセンのフィデイコミス問題は、このように、プロイセンの地域的枠組みを超えた広い国際的歴史空間のなかで把握されるべき問題的拡がりを持つイシューにほかならなかった。

2 ドイツ国籍⁹⁴⁾

草案第7篇第112項は、世襲財産の「相続権」(Anwartschaftsrecht) を、ひとりドイツ国籍所有者のみに限定した民族的条項である。オスト・マルケン (Ostmarken) の中核、ポーゼン州の知事は、いちはやく賛意を表明した。だが、アルヴェンスレーベン伯爵、枢密顧問官レンテ (Lenthe)、弁護士ジルバーシュタイン (Silberstein)、そして、ヴォルフ教授の態度は、明確な反対意志の表明である。ヴォルフは述べる。「プロイセン世襲財産からの外国人の排除」⁹⁵⁾ には、彼の知る限り、範例となりうる法律上のいかなる規定もなく、それ自体が、問題条項である。新聞報道によれば、オーストリア人の世襲財産相続権者が作る委員会は、オーストリア政府に対して、当該の草案に反対する抗議の意志を伝え、已むをえぬ場合には、報復措置を講じるよう求めたのである。外国人を締め出す方策に正当な根拠を認めることはできない、と。メシャダ (Meschede) のラントラート (郡長) が指摘するように、Arenberg, Croy, Taxis, Sagan, そしてFürstenbergのような旧家の世襲財産の場合、相続が何度も行われる経緯を通じて、外国の国籍を持つ家族の手中に世襲財産が帰着する事態は避けられないのであって、その結果生じうる様々な困難に対処するには、こうした排除規定では、とうてい不可能であろう。彼は、経過措置として、王の勅令による例外規定を設ける一案を勧めるのである。ヘッセン・ナッサウのラングヴェールト男爵もまた、ほぼ同様の見地に立ち、オーストリア・ハンガリー、ベルギー、オランダ、そして、スイスの国籍保持者に関しては、ドイツ世襲財産の所有と相続を基本的に認めるべきであると論じつつ、オーストリア・ハンガリーに定住する多くのドイツ人貴族が、ドイツ本国内に世襲財産を持つ事実を挙げて、戦時に起こりうる困難の指摘を忘れなかった。これに加えて、外国人の排除は、ライヒもしくはプロイセンと様々な諸外国とのあいだで結び結ばれた諸条約に抵触し、国際的な信義を裏切るものではないかと危惧するポーゼン州のフッテン・チャプスキ (Bogdan von Hutten-Czapski) 伯爵⁹⁶⁾ の見解は、自身がポーランド人貴族出身であるだけに、切実な響きを伴っているばかりではなく、プロイセン的地益を超えたある種の「ヨーロッパ的拡がり」をも併せ持つ、傾聴に値する警句であった。

終わりに、ライン州ノイス (Neuss) 郡のラントラートによる次の意見に耳を傾けてみよう。彼は、メシャダのラントラート同様、長く存続する世襲財産が、相続を通じて外国国籍の家族の手に渡る場合に生じうる諸困難を示唆しつつ、法律施行に際して、世襲財産がたとえ外国人の所有のもとにあっても、その国とドイツとの「相互信頼」⁹⁷⁾ (Gegenseitigkeit) が保証されるなら、当該の排除条項は適用されるべきではない、と主張したのである。彼のこうした提言を理解する上で、ノイス郡の地理的位置を押さえておくことは、重要な意味を持つであろう。ここでは、ひとまず、以下の点を指摘するにとどめて先に進みたい。もとより、わたしが前に分析したプルタレス (Pourtalès) 伯爵は、ノイスではなく、ドイツ東部の地シュレージエンに世襲財産所領を構えたフランス人貴族である⁹⁸⁾。だが、一時フランスに編入された歴史を持つ同郡のラントラートは、プルタレスのようなフランス国籍のドイツ世襲財産所有者の存在を把握しており、ノイスがフランスとの国境沿いに位置するだけに、なおさらのこと、世襲財産相続権者のドイツ国籍限定条項がはらむ国際関係上の深刻な問題が発生する可能性に敏感だったのではないだろうか。ラントラートの提言には、はしなくも、「第一次大戦期ドイツにおけるフランス人世襲財産の清算 (Liquidation)」⁹⁹⁾ という、のちに現実化する重大な問題が、すでに示唆されているように思われる。

V 結語

かつて、わたしは、パリに住む「フランス国籍所有者ポール・ドゥ・プルタレス (Paul de Pourtalès) 伯爵」¹⁰⁰⁾ がシュレージエンの地に持つ世襲財産の「清算」、そして、ポーゼン在ポーランド人マグナート (Magnat) のスウコフスキ (Sułkowski) 侯爵家をめぐる世襲財産の「収用」¹⁰¹⁾ (Enteignung) という第一次大戦期の二つの個別事例に止目して、その帝国主義的措置の意味内容を吟味した。そこで得られた結論的論点¹⁰²⁾ の要旨を確認しておくことは、本稿の行論にとって、決して無意味ではあるまい。すなわち、当該時期のプロイセン世襲財産問題には、帝国主義と土地所有両契機の不可分の連繋を意味する見逃しえぬ一面が内含されており、ドイツ帝国主義を論じる際に、この点の認識は、必須の一視角を提示すること、これが第一。次に、そこには、土地問題の姿を取りながら、経済・農業問題と民族・宗教問題の相克という複雑な局面が内包されていること、これが第二。そして、この問題に対処するためには、「全ヨーロッパ的見地」と言うべき広い視角が求められ、それは、ヨーロッパ国際関係史に関わる重要な論点の一つを形作っていること、これが第三。

ここでは、これらに加えて、新たに、次のような三つの論点を確認することによって、本稿の結びとしたい。まず第一に、プロイセン世襲財産の所有者は、フランスとポーランド (ポーゼン) のみならず、ラングヴェルト男爵の提案などから知られるとおり、オーストリア・ハンガリー、ベルギー、オランダ、デンマーク、スイスにまで拡大している。また、ヨーロッパ諸外国とのあいだでの国際関係上の紛争が勃発する危機を念頭に浮かべるフッテン・チャプスキ伯爵の危惧は、後年、「清算」および「収用」問題として、現実のものとなった。これは、上述の第三の問題視角を裏づける有力な証左であろう。「プロイセン・フィデイコミス問題のヨーロッパ的拡がり」は、明らかである。

第二に、土地所有のプロイセン限定条項、ならびに、相続権者に関するドイツ国籍限定条項には、本草案そのものの、したがってまた、当時のプロイセン政府それ自体の排外的傾向の強い民

族主義的性格が、濃厚に滲み出ている。ナチズム期のフェルキッシュ (völkisch) とまでは言えないまでも、そのナツィオナリスティッシュな本質的性格を否認することはできない。この「世襲財産法」と後代のナチス「世襲農地法」(Erbhofgesetz) を比較するならば、両者の最大の違いは、後者において明確な目的とされた「人種の純血性」(Rassereinheit) の思想が、「世襲財産法」には欠落していた点にあるのだが、それにもかかわらず、同法は、たとえ「世襲農地法」ほどの「血と大地」のあからさまな「人種思想」を顕示したわけではなかったにせよ、ドイチュトゥーム (Deutschum) =ゲルマン民族の専一的維持を大義名分とする民族主義的かつ排外主義的な性格を強く帯びた法案であった。わたしは、ここで再度、「ドイツ世襲財産問題とナチズム (論)との連繫」を指摘したい¹⁰³⁾。

第三に、従来ややもすれば、ドイツのフィデイコミスは、ウェーバーが「世襲財産論」の執筆にいそしんだ20世紀初頭以降の時期に関してもまた、「封建遺制」・「封建時代からの残滓」・「封建制の遺物」にすぎぬ、「逆行的あるいは退嬰的」役割を果たすだけの無意味な存在として扱われがちであった¹⁰⁴⁾。1990年に発表されたシュテルンキカー (Edwin Sternkiker) による比較的新しい研究を見ても、それは、依然として「法制史的遺物」¹⁰⁵⁾ でしかない。なるほど、フィデイコミスは、16世紀にまで、その成立を遡りうる古い起源の法制度ではある¹⁰⁶⁾。だが、現実のフィデイコミス問題は、はるかに多様かつ多彩なのであって、それ自体が、まさに、「多面的問題群のコンプレクス (Komplex)」と言うべきものであった¹⁰⁷⁾。これを、本稿の結語としたい。

註記

- 1) Vorläufiger Entwurf eines Gesetzes über Familienfideikommisse (1903), in: Hermann Ramdohr, *Das Familienfideikommiss im Gebiete des preußischen Allgemeinen Landrechts*, Berlin 1909, S. 113-166.
- 2) Max Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen (1904), in: *Max Weber Gesamtausgabe*, Abt. 1, Schriften und Reden, Tübingen 1998, Bd. 8, S. 112.
- 3) Eckart Conze, Adeliges Familienbewusstsein und Grundbesitz. Die Auflösung des Gräfllich Bernstorffschen Fideikommisses Gartow nach 1919, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 25. Jahrgang 1999, Heft 3, *Deutscher Adel*, S. 457, Anm. 3.
- 4) さしあたり、加藤房雄「ドイツ世襲財産制史小論——ウェーバー論再考——」『立命館経済学』第61巻、第5号、2013年1月、所収、参照。
- 5) Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz (以下GStA PKと略記), I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf und Sonderentwürfe über Familienfideikommisse. Berichte und Äußerungen darüber (Druckschrift), 1903-1904.
- 6) Martin Wolff, *Die Neugestaltung des Familienfideikommissrechts in Preußen*, Berlin 1904.
- 7) J. Conrad, Die Fideikommiss in den östlichen Provinzen Preußens, in: *Festgabe für Georg Hanssen zum 31. Mai 1889*, Tübingen 1889; ders., Ein Gesetzentwurf über Familienfideikommiss für Preußen, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, 3. Folge. 26. Band, Jena 1903; M Sering, Noch einige Bemerkungen zum vorläufigen Entwurf eines preußischen Gesetzes über Familienfideikommiss, in: Gustav Schmoller (Hrsg.), *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, 28. Jahrgang, Leipzig 1904; Krückmann, Fideikommiss, Rente und Verschuldungsgrenze. Eine Kritik des vorläufigen Entwurfs eines Gesetzes über

Familienfideikommisse, in: *Archiv für Bürgerliches Recht*, 23. Band, Berlin 1904.

- 8) Franz Schlegelberger (Hrsg.), *Rechtsvergleichendes Handwörterbuch für das Zivil- und Handelsrecht des In- und Auslandes*, Dritter Band, Berlin 1931, Fideikommisse (Ernst Kübler und Wilhelm Beutner), S. 347.
- 9) Entwurf eines Gesetzes über Familienfideikommisse und Familienstiftungen.
- 10) Entwurf eines Gesetzes über Familienfideikommisse, Stammgüter und Familienstiftungen.
- 11) F. Schlegelberger, *Handwörterbuch*, S. 347.; Fritz Stier-Somlo und Alexander Elster (Hrsg.), *Handwörterbuch der Rechtswissenschaft*, Erster Band, Berlin und Leipzig 1926, Auflösung der Familiengüter (Oskar Klässel), S. 370.
- 12) Verordnung über Familiengüter (Familienfideikommisse, Erbstammgüter und Lehen).
- 13) Gesetz über die Aufhebung der Standesvorrechts des Adels und die Auflösung der Hausvermögen.
- 14) Verordnung über die Zwangsauflösung der Familiengüter und Hausvermögen.
- 15) F. Schlegelberger, *Handwörterbuch*, S. 348.
- 16) Vgl. Oskar Klässel und Karl Koehler, *Die Zwangsauflösung der Familienfideikommisse und sonstiges Familiengüter sowie der Hausvermögen in Preußen auf der Grundlage des Zwangsauflösungsgesetzes vom 22. April 1930*, Erster Teil, *Die Waldsicherung bei der Auflösung*, Berlin 1932, S. 150f.
- 17) Vgl. H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 113ff.
- 18) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 39-42.
- 19) フィデイコミスに関する『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察——』(勁草書房、1990年)と『ドイツ都市近郊農村史研究——「都市史と農村史のあいだ」序説——』(勁草書房、2005年)での研究成果を踏まえた最近の作品、「ワイマル期ドイツにおける大土地所有の苦闘——『ドーナ家』の事例と『アメリカ債』の意義——」『歴史と経済』第216号、2012年7月、所載、「ドイツ世襲財産制史小論」2013年1月、「ワイマル期ドイツの世襲財産と森林問題——『世襲財産廃止法』の意義——」『歴史と経済』第220号、2013年7月、所収、参照。さらに、独文の論考として、vgl. Vom Fideikommiss zum Familiengut. Das Beispiel des Sanierungsversuch der Grafschaft Dohna in Ostpreußen, in: Karl Hardach (Hrsg.), *Internationale Studien zur Geschichte von Wirtschaft und Gesellschaft*, Frankfurt am Main 2012; Fideikommiss und Wald in Preußen unter besonderer Berücksichtigung der Auflösung des Waldfideikommisses, in: *The Hiroshima Economic Review*, Vol. 37, No. 3, March 2014.
- 20) 本稿が使用する主要な文書館資料は、GStA PK I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf ; GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 31089, Die Fürsten zu Salm-Salm, zu Salm-Kyrburg (im Mannesstamm erloschen) und zu Salm-Horstmar, 1915-1917 ; GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 31162, Die Fürstlich Sulzkowskische Familie, 1836 -1913 ; GStA PK, I. HA Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 45486, Das Familienfideikommiss Glumbowitz des Karl Graf von Pourtalès, Bd. 2, Mai 1914 - Sept. 1921 ; GStA PK, I. HA Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 50099, Bd. 2, 1928-1934, Erhaltung der Wälder und anderer Bestandteile im öffentlichen Interesse, である。
- 21) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 43-46.
- 22) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 43.

- 23) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 44f.
- 24) M. Wolff, *Neugestaltung*, S. 38.
- 25) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 36-39.
- 26) プリモゲニトウール制については、さしあたり、Otto Gierke, *Fideikommiss*, I. *Geschichte und Recht der Fideikommiss*, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Auflage, Bd. 4, Jena 1909, S. 111 f. ならびに、山田晟『近代土地所有権の成立過程』有信堂、1958年、90-93、140-141頁を参照。
- 27) Vgl. H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 159f.
- 28) Vgl. *Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794*, Textausgabe, Frankfurt am Main / Berlin 1970, S. 415.
- 29) O. Gierke, *Fideikommiss*, S. 112.
- 30) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 37.
- 31) Vgl. H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 142.
- 32) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 47-55. 草案の規定については、H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 152-155, 参照。
- 33) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 48.
- 34) Ebenda.
- 35) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 54.
- 36) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 66-70.
- 37) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 125.
- 38) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 67.
- 39) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 126.
- 40) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 68.
- 41) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 126.
- 42) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 69.
- 43) Ebenda.
- 44) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 67.
- 45) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 69.
- 46) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 73-102.
- 47) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 157-161.
- 48) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 73 u. 81.
- 49) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 113.
- 50) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 117 f.
- 51) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 129.
- 52) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 138.
- 53) 6,000ヘクタールを超える規模の世襲財産を保持した東プロイセンのデーホフ (Dönhoff)

家の末子マーリオン (Marion) が、1930年代について回想するところによれば、同家の使用人 (Angestellte) のような市井の人々 (einfache Leute) にとって、カトリックは、「異物」もしくは「偽善者」を意味する存在だった。「プロイセン人かたぎ」(Preußentum) の一端が、窺われるであろう。「草案」に宿る同種の気質を見逃してはならない。Vgl. J. Conrad, Fideikommiss, S.287; Theodor Häbich, *Deutsche Latifundien. Bericht und Mahnung*, Dritte Auflage, Stuttgart 1947, S.138-142; Nicola Dönhoff, Friedrichstein 1920 bis 1945, in: Kilian Heck und Christian Thielemann (Hrsg.), *Friedrichstein. Das Schloss der Grafen Dönhoff in Ostpreußen*, München und Berlin 2006, S.70 u. 79.

- 54) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 135.
- 55) Vgl. H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 138.
- 56) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 74 f.
- 57) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 74.
- 58) Ebenda.
- 59) Ebenda.
- 60) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 75.
- 61) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 73. シュレスウィヒ・ホルシュタインの地主金融組合と農業会議所は、第14篇の適用に、「遡及効」(Rückwirkung)の問題を見いだして、これに反対している。
- 62) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 89-102.
- 63) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 160.
- 64) Vgl. F. Schlegelberger, *Handwörterbuch*, S. 360.
- 65) GStA PK, I. HA Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 50099, Bd. 2, 1928-1934, Erhaltung der Wälder, Bl. 23.
- 66) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 31089, Salm-Salm, Bl. 1 -11; GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 31162, Sułkowskische Familie, 1836 -1913, Bl. 172.
- 67) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 159.
- 68) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 89.
- 69) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 89 f.
- 70) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 92 f.
- 71) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 93.
- 72) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 94 f.
- 73) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 94.
- 74) Ebenda.
- 75) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 95.
- 76) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 95 u. 97.
- 77) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 98-100.
- 78) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 98.
- 79) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 160.

- 80) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 99.
- 81) Ebenda.
- 82) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 98 f.
- 83) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 99.
- 84) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 100.
- 85) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 34 f., 73-78 u. 90-92.
- 86) H. Ramdohr, *Familienfideikommiss*, S. 113.
- 87) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 34.
- 88) Ebenda.
- 89) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 76 f., 90 u. 92.
- 90) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 92.
- 91) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 77.
- 92) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 75-77.
- 93) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 77.
- 94) Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 35 u. 77 f.
- 95) M. Wolff, *Neugestaltung*, S. 9.
- 96) 騎兵大尉 (Rittmeister) の彼は、同時に6,754ヘクタール規模の「大世襲財産」所有者でもある。Vgl. J. Conrad, *Fideikommiss*, S. 287.
- 97) GStA PK, I. HA Rep. 89 Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf, S. 78.
- 98) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』243頁、参照。
- 99) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』第四篇、第六章、参照。
- 100) GStA PK, I. HA Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 45486, Karl Graf von Pourtalès, Bd. 2, Mai 1914 - Sept. 1921, Bl. 111 u. 148.
- 101) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』第四篇、第七章、参照。
- 102) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』第四篇、結論「世襲財産と帝国主義」に関する一試論を参照。
- 103) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』362頁、註(24)参照。
- 104) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』138-140頁の研究史の整理を参照。
- 105) Edwin Sternkiker, Adel und Fideikommiss in Preußen, in: *Agrargeschichte*, Heft 24, *Mecklenburg und das Reich in feudaler und bürgerlicher Gesellschaft. Agrargeschichte, Sozialgeschichte, Regionalgeschichte*, Teil 2, Universität Rostock, 1990, S. 49.
- 106) Vgl. E. Sternkiker, Adel, S. 41f. u. 49 Anm. 4); Lujo Brentano, *Familienfideikommiss und ihre Wirkungen*, Berlin 1911, S. 5.
- 107) 「フィデイコミスとフィデイコミス・フラージェとの違い」は、おのずから明らかである。寄附行為書(Stiftungsurkunde)を分析したシラー(René Schiller)によるブランデンブルク世襲財産史の近年の成果は、最狭義でのフィデイコミスに関する基礎研究と評価されてよい。だが、「フィデイコミス・フラージェ」は、こうした狭義の問題設定の埒内にとどまらぬ広汎

な問題的拡がりに富むテーマなのである。Vgl. R. Schiller, *Vom Rittergut zum Grossgrundbesitz. Ökonomische und soziale Transformationsprozesse der ländlichen Eliten in Brandenburg im 19. Jahrhundert*, Berlin 2003, S. 299-333 u. 346-348. 一言しておきたい。M. ウェーバーの「世襲財産論」は、繰り返し指摘したとおり、「ドイツ帝国主義の合理的建設論」にほかならない。本来、「広大な世界での経済的諸征服」のために投下されるべき「ドイツのブルジョア資本」を、「金利生活者を生み出す軌道」に誘導するだけの結果しか生まぬ「小世襲財産の設定」に、彼が、鋭い批判の鋒先を向けたのは、そのためである。だが、それにもかかわらず、ウェーバーの「世襲財産論」には、草案の「限定条項」に関する言及は、ない。この点、「社会政策的に重要な諸規定」のみに的を絞った彼の議論には、なお、重大な問題が残されているように思われる。「世襲財産論」をめぐるウェーバーとの違いを意識しつつ、本稿において、わたしは、当該の条項、とりわけ「ドイツ国籍限定条項」の「民族主義的性格」を重視した。

- 本稿は、平成25年度～平成28年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（C）「ドイツ農業とアメリカ金融資本の歴史的相関——未公刊一次資料に基づく実証的基礎研究」（課題番号25380428）による研究成果の一部である。